

栃木市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成25年2月28日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 梅澤米満

記

1. 監査の実施日 平成25年2月5日
2. 監査の対象
 - (1) 公の施設
栃木市大平児童館
 - (2) 指定管理者
学校法人 しずわでら学園
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

指定管理者であるしずわでら学園は、教育基本法及び学校教育基本法に従い、学校教育を行うことを目的とした団体であり、しずわでら幼稚園及びふじおか幼稚園を営んでいる団体である。

児童館は、児童福祉法第40条による児童福祉施設であり、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることとされており、市からの指定管理料は児童館の運営、児童館の保守及び維持に関する業務を適正かつ円滑に管理することを目的に交付されている。

当施設においては、大平児童館で遊び、学び、経験することで児童の明るい未来に貢献することを管理運営方針として、天体観測、ぱくぱくクッキング、オセロ大会、ダンスレッスン、わいわい広場などの児童館イベント業務を遂行しており、イベント等については、大平児童館だよりやホームページ等を活用し、情報提供に努め、利用促進を図っている。

また、乳幼児、小学生、中学生、児童の保護者の憩いの場としても利用され、赤ちゃんの駅登録事業として環境の整備を図り、赤ちゃん連れの保護者には好評を得ており、施設利用者に対する利便性に取組み、利用者の増加に努めている当団体が担う役割は、大きなものと考えられる。

(2) 会計経理について

市からの委託料 12,600,000 円は、人件費、事務経費、警備管理等業務委託料に対する支出が主なものであるが、支出についてはその目的に沿って執行されている。

また、事業等については諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれおおむね適正に処理されていたが、領収書がないもの、領収書の日付、宛名、内訳がないものが見受けられたことについては監査委員より口頭で指導した。

予算の執行に係る各書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、十分な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。

(3) 指摘要望について

当施設においては、子どもたちが遊びを通して自主性・社会性・創造性を身につける場となる児童館の役割を果たしている。

しかしながら、指定管理料については、市民の税金であることを念頭に入れ、指定管理者の更なる経営努力による節減に努め、

最小の経費で最大の効果が得られるよう、指定管理者の導入の目的に沿った成果が上げられることを要望する。

さらに、今後も利用者満足度を引き上げるため、各種イベント等を企画立案し、利用者へのサービスに努め、児童の健全な育成に寄与されたい。

また、行政においては、現状の指定管理料にかかる収支報告について十分に精査し、市の負担が適正なものか否かを判断する必要がある。ひいては、指定管理者がその能力を十分に発揮できているかを検証し、改善すべき点があれば指定管理者への指導を忌避することなく、当該目的の達成のため、努めるよう要望する。

(参 考) 監査対象となった施設の概要

(1) 名 称 栃木市大平児童館

(2) 所在地 栃木市大平町蔵井2007番地1

(3) 施設概要

・建物概要 鉄筋コンクリート造り3階建て
(天体観測ドーム付)

・敷地面積 987.35 m²

・延床面積 274.18 m²

・施設内容

屋内 1階 事務室、遊戯室、図書室、ホール、倉庫

2階 集会室、ホール、トイレ

3階 天体観測室(屈折式天体望遠鏡150ミリ)

屋外 自転車置き場、水飲み場、物置